


庁議付議事案書

開催・平成30年4月4日

所管部課	総務部総務管財課	部長	広沢 光政		
件名	工事委託における前金払の支払対象の改正について				
		区分	1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市契約事務規則			
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>本件については、従来の基準では契約金額1,000万円以上かつ工期60日以上の工事委託（設計、測量等）契約を対象としていた。中間前金払制度導入に伴い前金払制度の見直しを行い、当市の工事契約における支払対象との整合性や他市の工事委託における支払対象の現状を踏まえた基準に変更するものである。</p> <p>改正内容      新基準      契約金額50万円以上の工事委託契約                            旧基準      契約金額1,000万円以上かつ工期60日以上の工事委託契約</p> <p>2. 施行日      決裁日より施行する。</p> <p>3. 影響と効果</p> <p>市発注工事委託において、受注者の資金繰りの円滑化を通じて適正な施工を確保することが期待できる。</p>					
<p>2 経過（現在に至るまでの経過）</p> <p>工事契約については、平成21年に基準の改正を行い、契約金額130万円以上を対象としている。</p>					
3 留意事項（問題点等）					
<p>4 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議付議後、速やかに改正の事務を進めたい。</p>					
5 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。